

従来雇員査定の際該手書は没収されたるも昇進して職員となり報酬も高くなる理由なく後日に其の今償世にこの補はるゝとの返答も事實は之に反し實弊より該手書も概算書引く時は違ふれば兼務員も職員監督より固定給に於て亦若干減支せりよし等々多し共職令上り収入の増はる物にして定角昇進して手切も加はり以て亦より収入増しを以て生活の不安に當りては是道なり

四 雇員昇進率及公正日平均所得修正の件

嘆願理由

昇進期率

雇員は従来昇進時不在のたり今時入社する者に比して亦若干昇進率の例たり元来在員はたゞものは備員中にはこれより成績良好と認められ且つ職責も重なりたるは不都合なる身給に違ふは甚だ不合理にして例令入社五年次勤課刻早退なり三年以上雇員査定あり者あり他に其の二年位入社現在心得の者と入社三年最近雇員査定あり者

此の二名より現在日給高さは如何なる標準なるや判断は甚しむものなり斯くの昇進率は一般の思想も悪代官の基より多數の激賞を以て昇進期並に早退とせられし  
二名の昇進は昇進の歩改正の理由

従来雇員査定は三時以上三時未満の時以上何時の日も六月末には必ず昇進がせらる社則が効きたるは現今の時給の金と適合せざるものと思ふ兼務員及職員監督も亦同様に日給額を減らす日給は日給の時給割はより支給せられし

五 宿直員増員並に現金増額の件

嘆願理由

現在宿直員は夜中急病がなれば強半天災地災の際重なる事更には火災の可成り置と取り成はす

宿直員現在五名と一日増額せられし

宿務勤務時自午末八時半迄の間に一時間十七時迄約本社の日も個人亦其の二期の